

大都市行財政制度特別委員会資料

- 1 地方分権の推進について
- 2 新たな大都市制度の検討について

平成 19 年 10 月 29 日

都 市 経 営 局

1 地方分権の推進について

(1) 地方分権改革の推進等に関する国等の動向

ア 地方分権改革推進委員会

「新分権一括法」の制定に向け、政府に対し勧告を行うため、地方分権改革推進法に基づき、内閣府に設置。有識者7名で組織※。10月23日までに24回開催。

※増田寛也氏（委員長代理、前岩手県知事）は、総務大臣就任のため、8月に退任。

【検討状況】

・ 省庁ヒアリングの実施

国と地方の「二重行政」の排除に向けた考え方をまとめるため、5月に経済財政諮問会議の民間議員が提案した国の出先機関の事務を地方へ移譲する考え方や、全国市長会等地方側が提出した具体的支障事例について、9月以降、各省庁の見解をヒアリング。

イ 第29次地方制度調査会

内閣総理大臣の諮問機関。7月3日に、内閣府に設置。学識経験者、国会議員、地方6団体代表の30名で構成。検討期間は、2か年。10月5日までに、総会2回、専門小委員会2回 開催。

【諮問事項】

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

【検討状況】

基礎自治体のあり方等について、市町村合併の検証から調査審議を開始。

<参考資料1>

ウ 指定都市市長会

○ 第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第1次提言）<参考資料2>

第二期地方分権改革に関する指定都市の基本的考え方や、分権型社会にふさわしい大都市制度のあり方、具体的な支障事例と改革提案をまとめたもの。8月1日に都内にて開催した「第23回指定都市市長会議」において採択し、国等へ発信。

○ 第27回総務大臣と指定都市市長との懇談会

8月7日に、菅義偉総務大臣（当時）と指定都市市長との懇談会を都内にて開催。前項提言を大臣に提出し、地方分権改革の実現に向けた、国の積極的な取組を要請。

エ 第33回県・横浜・川崎三首長懇談会

10月18日に、横浜市内にて開催。「地方分権改革の推進についての共同声明」を採択し、アピール。

<参考資料3>

(2) 道州制

ア 道州制ビジョン懇談会

渡辺喜美・道州制担当大臣（当時）の私的諮問機関として、1月26日に設置（有識者15名で組織）。その後、増田寛也・道州制担当大臣が引き継ぐ。10月23日までに11回開催。3年後を目途に、「道州制ビジョン」を策定。20年3月に中間報告を予定。

【検討状況】

第10回（9月21日）にて、江口克彦座長私案、『『地域主権型道州制』--新しい「国のかたち」に変える』を提出。区割り私案として、12道州と300基礎自治体を提唱。

<参考資料4>

2 新たな大都市制度の検討について

(1) 大都市制度検討委員会

有識者7名で組織。検討期間は概ね2か年。6月8日に設置。10月23日までに、4回開催。

【検討状況】

新しい時代の大都市像や、大都市の権限のあり方、広域行政などについて議論。
＜参考資料5＞

【これまでに出了された主な意見・検討の方向性（要約）】

＜検討の基本的な方向性＞

- 時代の進展による都市の性格の変容、少子・高齢化や社会の持続可能性などを考慮し、新しい時代の大都市のあり方を先取りしていく。
- 市民にとって何が一番有用かを考え、その自治構造に合わせた大都市制度を設計する。
- 「補完性」、「多様性」、「総合性」、「広域性」、「先端性」を基本に検討していく。
- 横浜の特徴や実情を踏まえて検討していく。

＜権限のあり方＞

- 権限の移譲は、合理的・機能的であるべき。市民の視点で、なぜその権限が必要なのかを考える。
- 自治体への権限移譲により、市民に身近なレベルで総合的かつ柔軟な対策を考えられるようにする。
- 基本的に市（基礎自治体）のレベルで全権限を持ち、その権限を担えない自治体を、他の自治体や国がサポートする発想に転換する。
- 民間に移譲できる市の権限についても検討していく。
- 執行権限だけでなく、立法権限の移譲まで広げることが必要である。

＜広域行政＞

- 「実態（都市域）」「制度（都市自治体）」に加えて、「観念（横浜市民という思い）」を制度の枠組みにくみ取ることは、独立性・自立性の高い大都市の整理につながる。
- 横浜における県の役割は少ない。県は「機能」であり、都市が持つ「観念」はない。横浜市が持つべき権限を整理することで、道州制なども踏まえた県の存立基盤も明確になる。
- 道州制により県が消滅して困る近隣の市町村のサポートをどうするかなど、他市町村との関係にも配慮した大都市制度を議論も必要である。
- 都市州は、大都市としての自立性は高まるが、都市内分権などを踏まえた議論が必要。ただし、横浜はその魅力・ブランドが形成されており、解体しない方が良い。
- 東京圏に組み込まれている特異性を踏まえ、横浜の役割・機能を整理する。東京圏では、大都市が中心となって都市地域を経営する方向もある。
- 先行き不透明な道州制を前提としない検討も必要である。

【今後の予定】

19年度は6回程度を開催し、年度内に中間報告をまとめる予定。11月に、これまでの議論から、中間報告に向けた検討の方向性について、公表を予定。

(2) 大都市制度、区役所のあり方副市長プロジェクト

金田副市長をプロジェクトリーダーとして実施。大都市制度検討に係る基礎調査や、大都市制度検討委員会への課題提案について議論。

【検討課題】

- 基礎自治体の規模と能力に応じた制度
- 都市問題の解決や市民満足度の向上のための大都市制度
- 現状における具体的な問題点の抽出と解決
- 市民にとってメリットのある、横浜市の包括的権限のイメージ

【検討状況】

現在までに、プロジェクトを3回、部課長級の作業部会を2回開催。その他、次の庁内調査を実施。調査結果に基づき、議論。

- ① 各局区における地方分権改革を求めるべき支障事例等調査
- ② 本市における他自治体との連携の現状に関する調査

【今後の検討】

横浜が果たしている大都市としての役割、首都圏の中での横浜の位置づけ等を整理。その整理に基づき、横浜に相応しい新たな大都市制度のあり方を検討。

大都市行財政制度特別委員会

参 考 資 料

- 1 地方分権の推進について
- 2 新たな大都市制度の検討について

参考資料 1	第 29 次地方制度調査会の審議項目	1
参考資料 2	第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 1 次提言）〔概要版〕	3
参考資料 3	地方分権改革の推進についての共同声明	19
参考資料 4	道州制ビジョン懇談会資料 07・09・21 『地域主権型道州制』—新しい「国のかたち」に変える	21
参考資料 5	横浜市大都市制度検討委員会議事要旨（第 1～3 回）	33

平成 19 年 10 月 29 日

都 市 経 営 局

第 29 次地方制度調査会の審議項目

< 諮問事項 >

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

< 項目 >

I 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

1 基礎自治体のあり方

- 合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析
- 基礎自治体の果たすべき役割
- 今後の基礎自治体の組織・体制・公務員のあり方
- 小規模市町村に対する方策

2 基礎自治体における住民自治の充実

- 地域自治区等のあり方
- 地域コミュニティのあり方

3 大都市制度のあり方

- 大都市と都道府県との関係等
- 指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理

Ⅱ チェック機能の充実

1 監査機能の充実・強化

- 監査委員の独立性の強化（組織、選任方法、OBの就任制限、議選委員のあり方等）
- 監査能力の向上（監査委員の人材確保等）
- 外部監査のあり方

2 議会制度のあり方

- 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策
- 議会制度の自由度の拡大
- 議員定数
- 幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備

Ⅲ 地方税財政制度のあり方等

- 地方税財政制度のあり方
- 首長の多選制限

第二期地方分権改革に関する指定都市の意見
(第1次提言)

[概要版]

はじめに

○ **第一期地方分権改革**
法令や国庫補助負担金の要綱による細かな関与・義務付けが残存
→ 地方自治体の裁量を制限

○ **三位一体の改革**
国庫補助負担金改革における負担率の引下げなど地方への負担転嫁が目立つ
→ 地方の自由度・裁量権は拡大しない

「未完の分権改革」

指定都市は

- ・ 市民に最も身近な行政サービスを提供
- ・ 各圏域の中核都市として、様々な都市的課題を解決

国全体にとって重要な役割を担っているにもかかわらず

権限や財源が不十分であり、立体的な自治体運営に支障

- ・ 国に先駆けた行財政改革を実施
→ さらなる推進
- ・ 住民本位の自主的かつ総合的な行政運営
・ 国・道府県に依存しない自立的な自治体運営

真の地方分権改革

地域及び周辺圏域住民の福祉の向上
都市インフラの整備・充実

国全体の活力増強へ

第1章 第二期地方分権改革に対する指定都市の基本的考え方

1 国と地方の役割分担の明確化

- ・ 国の役割は外交や防衛などに重点化
- ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる
- ・ 住民生活に直結した行政分野（まちづくり、社会保障など）における徹底した役割分担の見直し

2 市町村への大幅な権限移譲の推進

- ・ 明確化した役割分担に応じたさらなる権限移譲
- ・ 補完性・近接性の原理による市町村間の水平連携
- ・ 都道府県の事務は市町村間の連携等では対応できない事務に重点化

3 国や都道府県による関与の廃止・縮小の一層の推進

- ・ 個別法令による地方自治体に対する義務付けの撤廃・緩和の推進
- ・ 国や都道府県による関与の一層の廃止・縮小

4 役割分担に応じた国と地方間の税の配分の是正

- ・ 新たな役割分担に応じた税の配分は是正
- ・ 当面、国と地方間の税の配分が5：5となるよう消費税、所得税、法人税など複数の基幹税から地方税源移譲
- ・ 地方税中心の歳入構造に

5 国庫補助負担金の改革

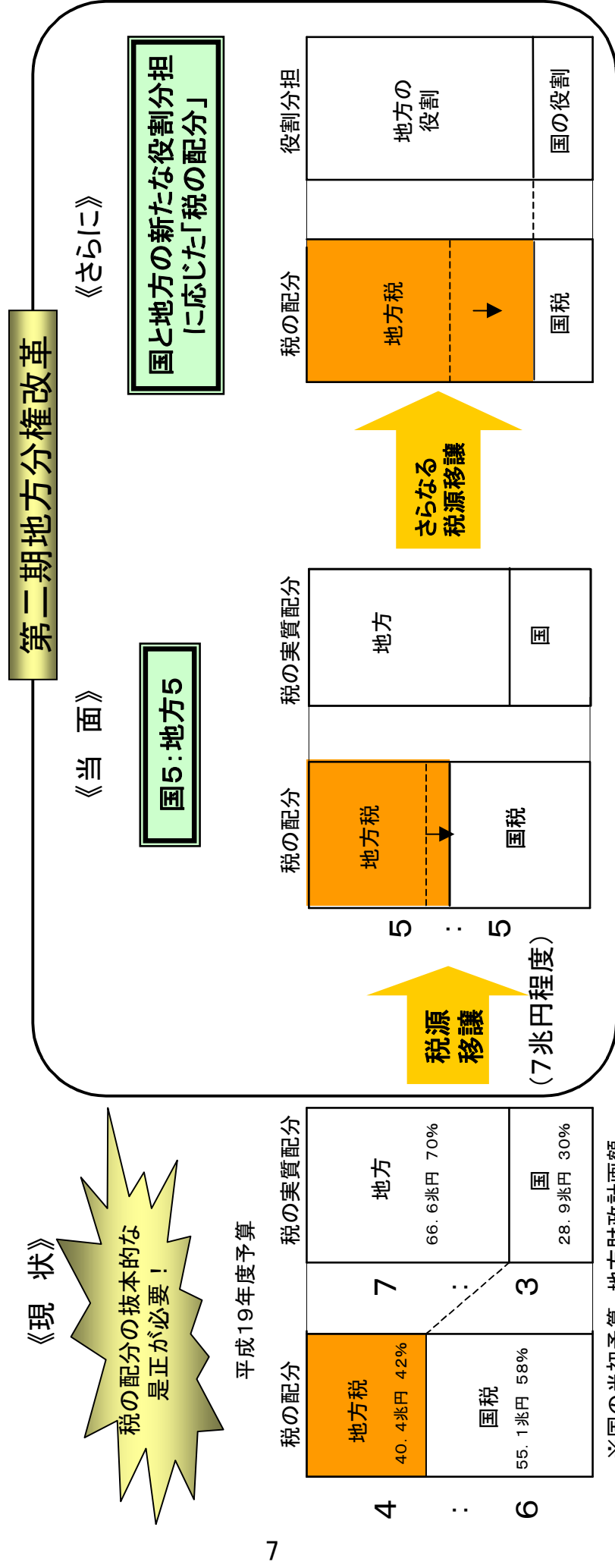
- ・ 真に国が義務的に負担すべき分野を除く国庫補助負担金（交付金化されたものを含む。）の廃止と税源移譲

6 地方交付税の改革

- ・ 財源保障機能と税源偏在調整機能の双方を重視
- ・ 地方交付税の法定率引上げによる地方財源不足額の解消
- ・ 国の関与・義務付けの見直しを行わないまま、総額圧縮を先行しない
- ・ 大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みの構築

(参考) 役割分担に応じた国と地方間の税の配分の是正

国・地方における租税の配分



※国の当初予算、地方財政計画額

※ 税の実質配分：地方税、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金など

第2章 分権型社会にふさわしい大都市制度のあり方

1 指定都市の現状と制度上の問題点

(1) 指定都市の現状

- ・ 住民に最も身近な基礎自治体として高度で良質な行政サービスを提供
- ・ 人口の集中や産業・経済活動の集積に伴い、基幹的な交通インフラの整備などの大都市特有の行財政需要に対応 → 都市圏における中枢都市として機能
- ・ 都市行政の最先端都市として全国の諸都市を先導
- ・ 都市基盤の更新のための経費や、社会保障関連経費など、都市的財政需要への対応が課題

(2) 制度上の問題点

- ・ 一般の市町村と同一の制度が一律に適用され、大都市としてのポテンシャルが十分に発揮できない
- ・ 道府県に代わって実施している事務の所要額が措置されていないなど、大都市の実態に応じた税財政制度になっていない

2 あるべき大都市制度の姿

(1) 大都市特有の行財政需要に対応できる新たな行政制度の創設

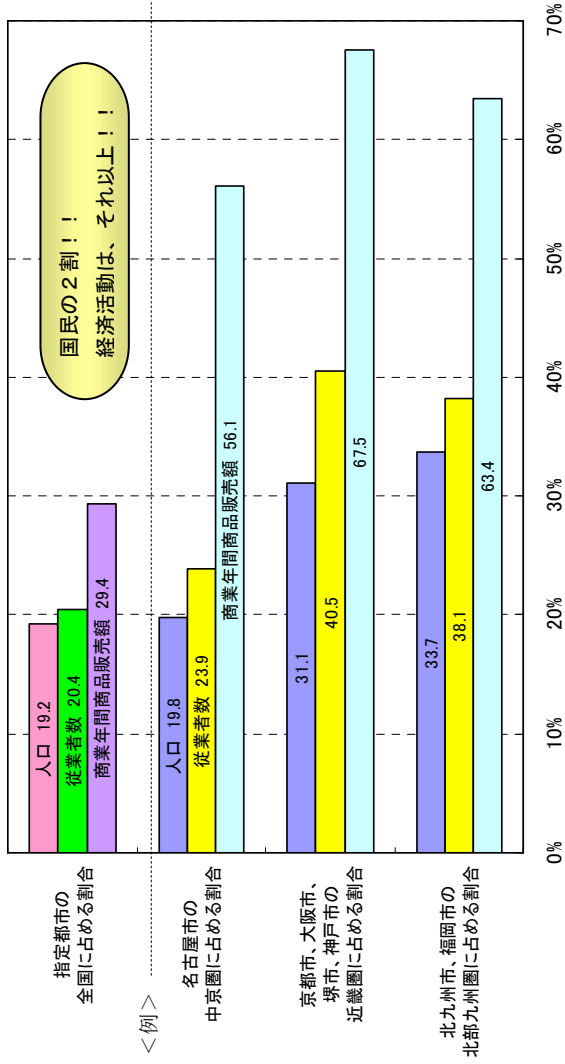
- ・ 指定都市は、真に国・道府県が担わなければならない事務以外の全ての事務を担うべき
→ 大都市における役割の差異等を考慮し、多様性に応じた弾力的な大都市制度の創設
- ・ 広域的な行政課題については、指定都市を中心とした基礎自治体間の連携により対応すべき
- ・ 道府県からの権限移譲は、道府県条例による特例で対応せず、法律で包括的に指定都市の事務として位置付けるべき

(2) 大都市の機能を発揮するための新たな税財政制度の創設

- ・ 消費・流通課税、法人所得課税などの都市財源の充実に資することにより、大都市の実態に応じた税財政制度を確立すべき
- ・ 指定都市が果たすべき役割に応じ、国・道府県からの税源移譲による新たな税制を創設すべき

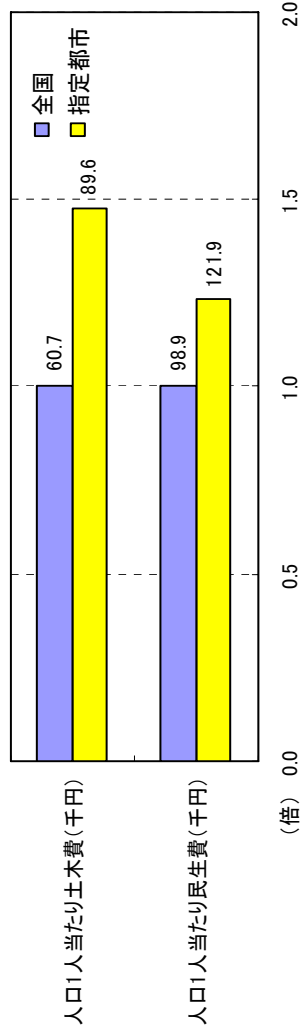
(参考) 指定都市の現状

都市圏における中枢性の例

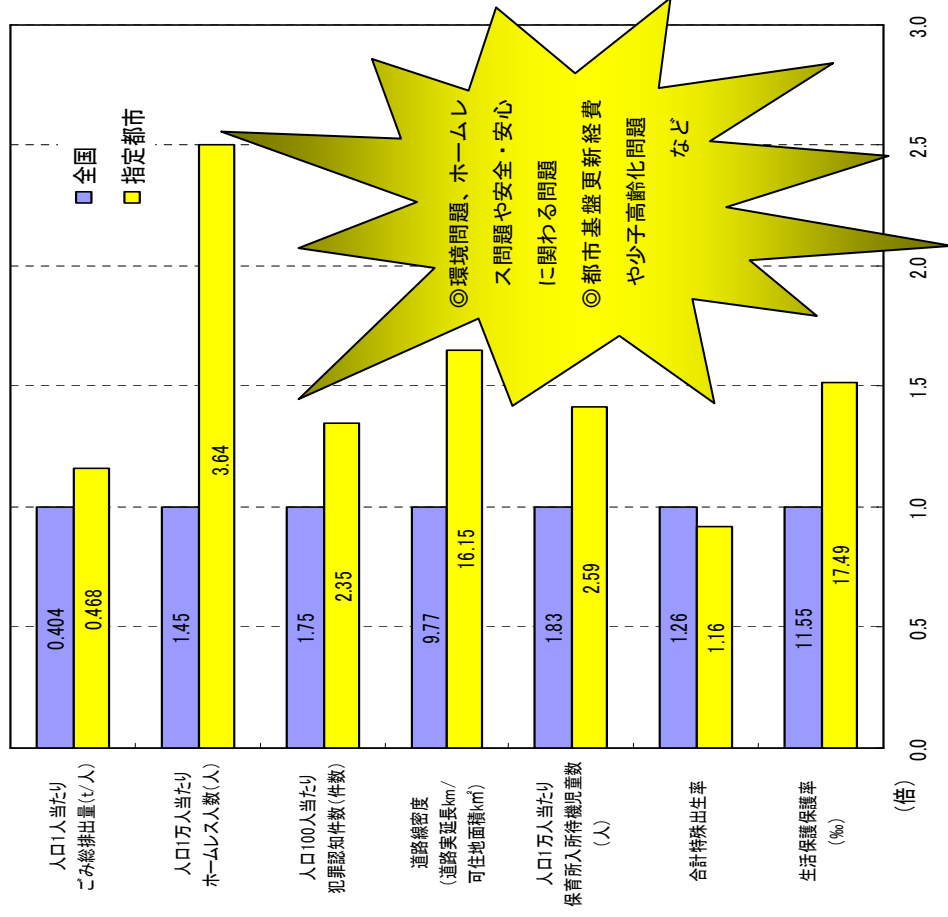


- ・中京圏：岐阜県、愛知県、三重県
- ・近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・北部九州圏：福岡県、佐賀県、大分県

都市的財政需要（全国平均との比較）



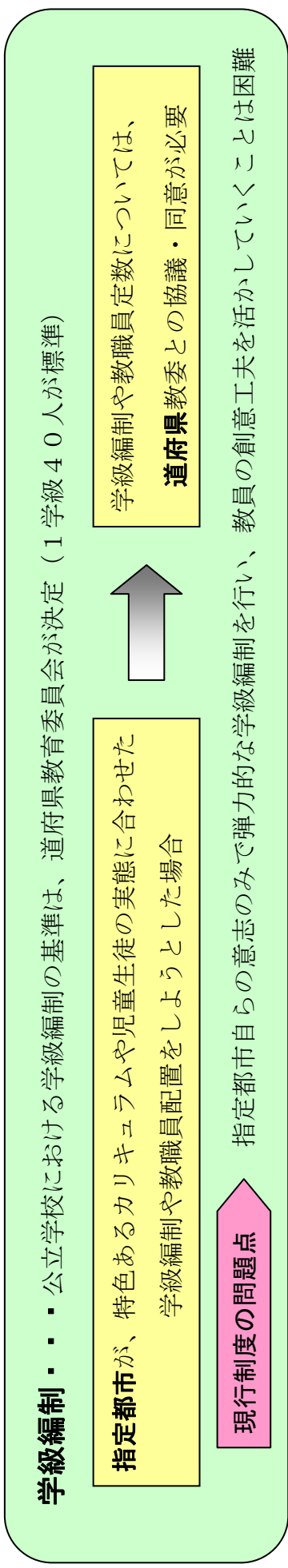
都市の課題（全国平均との比較）



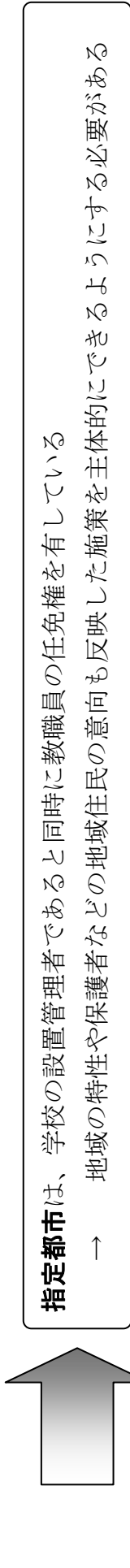
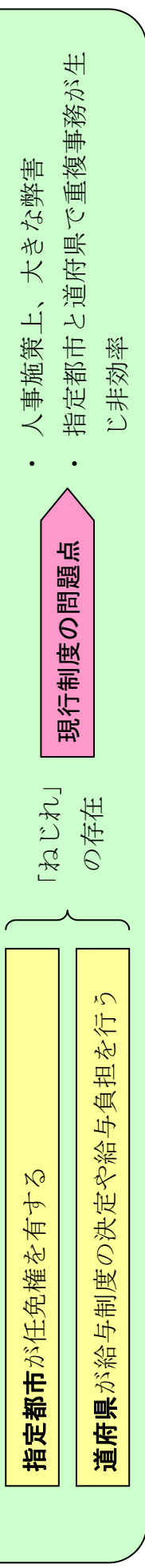
第3章 第二期地方分権改革に向けた改革提案（事例）

〔教育、子育て支援、まちづくり、災害対策〕

1 教育 <事例：学級編制をはじめとした義務教育の運営・実施に関する制約>



指定都市の教職員については・・・



《指定都市の提案》

- 学級編制、教職員定数等に関する包括的な権限を指定都市に移譲すべき
- 県費負担教職員に係る経費の所要額全額について、税源移譲により確実な財源措置を講じるべき など

(現状)

例えば、小学校で…

3年生 児童数 41人

21人 20人

担任 S 担任 A

5年生 児童数 80人

40人 40人

担任 B 担任 C

5年生は40人×2クラスか…手のかかる子も多いし、ちょっと心配だなあ…
3年生は41人か…
1クラスにしてもS先生なら任せられるのになあ…



現状では、41人学級を編成することはできません！

弾力的な学級編制が可能となるよう、包括的な権限を移譲すべき

3年生 (1クラス)

41人

担任 S

5年生 (3クラス)

27人 27人 26人

担任 A 担任 B 担任 C

適材適所の人事配置を行うことにより、教育に直接携わる教員たちの創意工夫が活かしやすくなります！



(現状)

採用や勤務評定等

指定都市教育委員会

給与

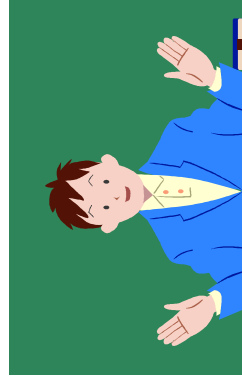
道府県教育委員会



現状では、任命権は指定都市教育委員会、給与費は道府県負担と「ねじれ」が生じています

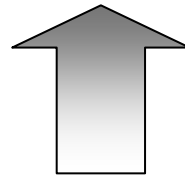
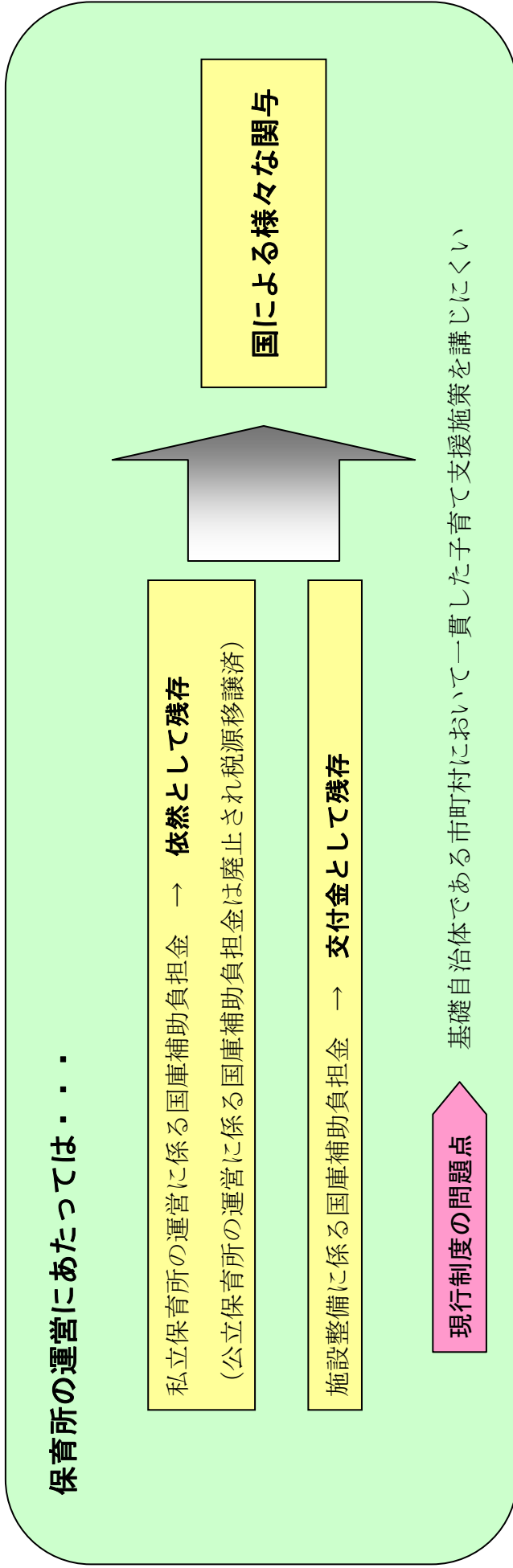
教職員給与費や事務関係費などの所要額全額について税源移譲し、人事管理と給与負担の「ねじれ」を解消すべき

質の高い人材確保や長期的視野に立った人事管理が可能となります！



2 子育て支援

<事例：乳幼児の保育・教育に関する国の関与>



保育所における保育を含めた子育て支援は、市民生活と密着した地域の役割

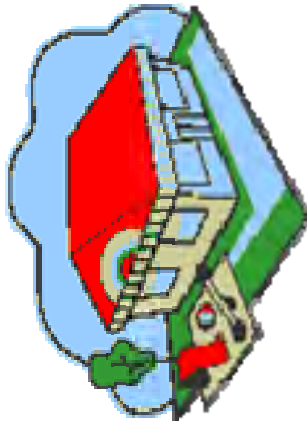
→ 指定都市は、住民のニーズに応じた多様な保育を実現し、子育て環境の向上を図れるようにする必要がある

《指定都市の提案》

○ 保育対策に係る国庫補助負担金をすべて廃止し、必要な財源は税源移譲により全額措置すべき など

(現状)

私立保育所の運営費は国庫補助負担金が残存

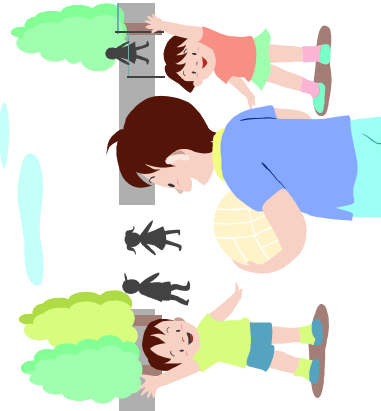


施設整備は交付金化されたが単年度のみ対象

現状では、保育対策に係る経費に依然として、国の関与が残っています

保育対策に係る国庫補助負担金をすべて廃止し、必要な財源は税源移譲により全額措置すべき

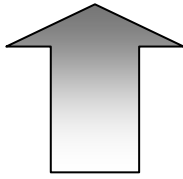
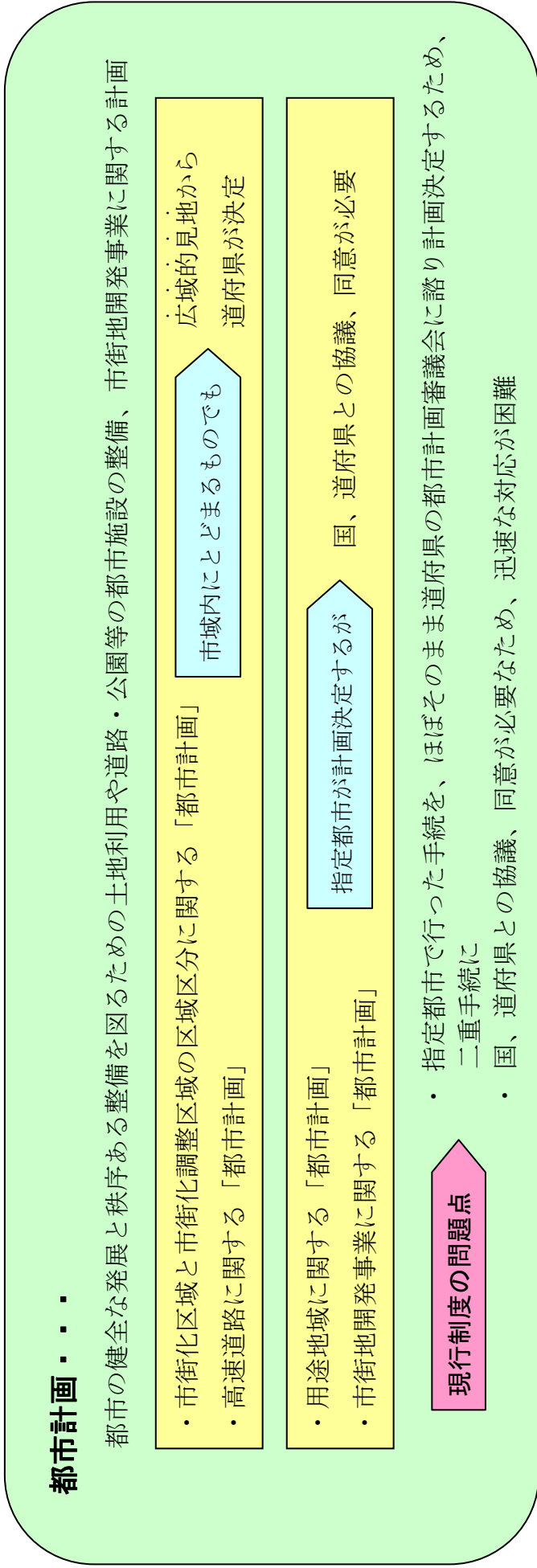
地域の特色を活かした保育所の設置とともに、住民ニーズに応じた多様な保育が実現できます！



一貫した施設整備や子育て支援施策が可能となります！

3 まちづくり

<事例：都市計画決定手続における道府県行政との重複>



指定都市は、より大量、高密度、高効率な基盤整備によって我が国の活力を牽引する役割が求められている
 → 地域の特性に応じたまちづくり施策を迅速かつ柔軟に行えるようにする必要がある

《指定都市の提案》

- 指定都市の市域における「都市計画」は、指定都市が決定できるように権限を包括的に移譲すべき
- 都市計画決定における国土交通大臣又は道府県知事による協議、同意手続を廃止すべき など

(現状)

- 市域内における「都市計画」の大半を指定都市が決定
- 一部の「都市計画」については、市域内にとどまるものであっても、道府県が決定

例えば、区域区分に関する「都市計画」決定は・・・

指定都市が
地元への説明、調整
素案を作成

道府県が
ほぼそのままの案を
都市計画決定



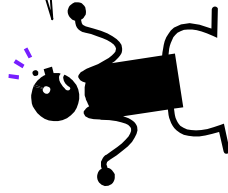
もっと効率的にできる
のに……

市域における「都市計画」を、指定都市が決定できるように権限を包括的に移譲すべき

例えば、用途地域に関する「都市計画」決定は・・・

指定都市が
地域住民の意向、
地域特性をもとに
案を作成

道府県の意見を添えて国との協議、同意が必要



どうしてそんなに
時間がかかるの？

指定都市が
都市計画決定

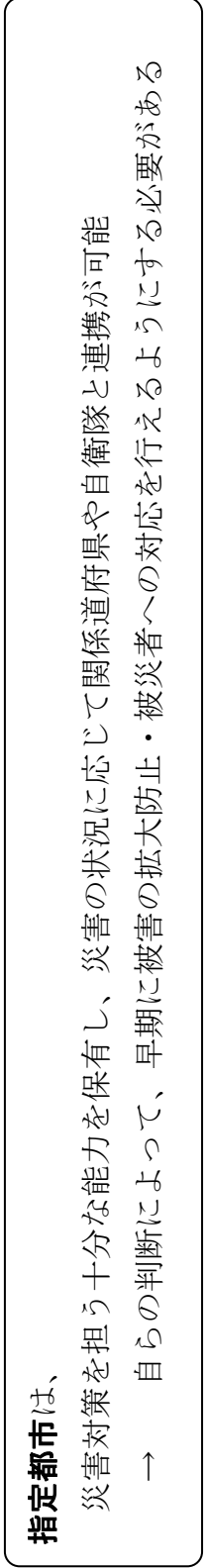
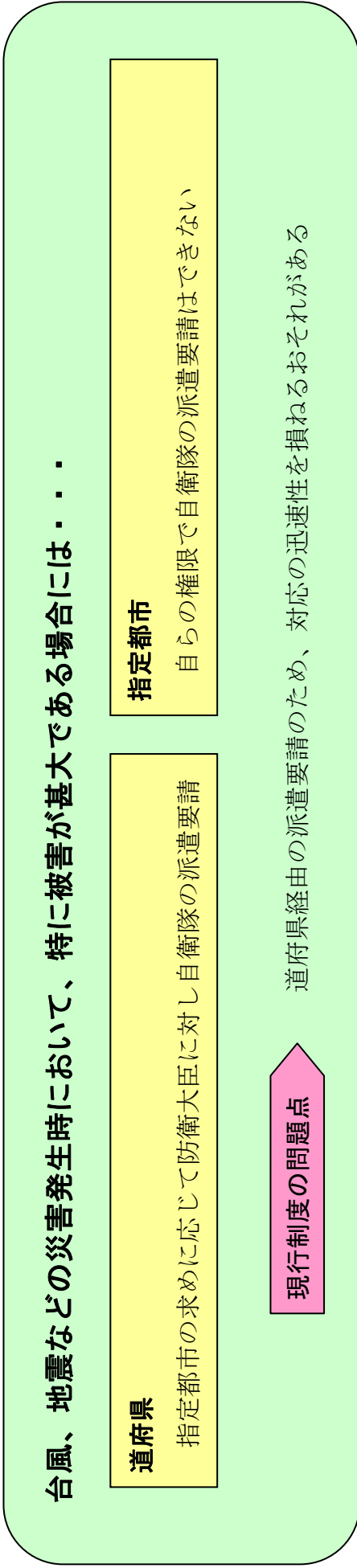
都市計画決定手続における国・道府県による協議、同意手続を廃止すべき

地域住民の意向、地域特性に応じた迅速かつ柔軟な
まちづくりが可能となります！



4 災害対策

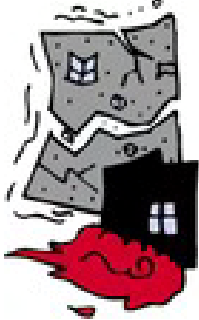
<事例：災害発生時における自衛隊の派遣要請に関する制約>



《指定都市の提案》
○ 防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を指定都市に移譲すべき など

(現状)

災害発生時



災害が発生した！
至急、自衛隊の派遣要
請だ！

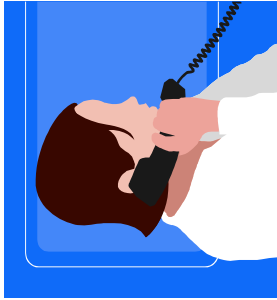
… 防衛大臣に直接、
派遣要請ができないの
で、知事に依頼しなけ
れば、いけないな。



指定都市



依頼



道府県



要請



自衛隊

現状では、指定都市は
防衛大臣に直接、自衛
隊の派遣要請をする
ことができません！

防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を指定都市に移譲すべき



指定都市



要請



自衛隊

災害発生時に、自らの判断によ
って、より迅速に被害の拡大防
止や被災者への対応を行うこ
とができます！

地方分権改革の推進についての共同声明

神奈川県、横浜市及び川崎市は、住民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地方分権改革の推進に、協調・連携して取り組んできた。

国においては、本年4月に地方分権改革推進法が施行され、12年ぶりに法律に基づく地方分権改革がスタートし、現在、同法により設置された地方分権改革推進委員会において、中間的な取りまとめに向けた調査審議を進めているところである。

また、9月には福田新内閣が発足し、所信表明演説では、一層の権限移譲と地方税財政の改革に取り組む決意が示されたところであるが、今後、新内閣においては、地方分権改革の政治主導による強力な推進が求められる。

そこで、我々三団体は、今後の地方分権改革を、国と地方の役割分担と責任を明確にした上で、地方の自主性・自立性を高める改革として確実に軌道に乗せ、分権型社会が実現されるよう、次のことを共同で声明する。

1 権限移譲の推進と国の関与・規制の廃止・縮減等

国と地方の役割分担を抜本的に見直し、明確にした上で、権限移譲の推進や国の関与・規制の廃止・縮減等を大幅に進めること。

また、地方支分部局の整理に当たっては、地方に負担を押し付けることなく、本省との統合も含めた抜本的な行財政改革を行うこと。

2 役割分担に見合った税財源の充実強化

国と地方の新たな役割分担に応じて、地方が事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、地方の役割分担に見合う税財源の充実強化を行うこと。

当面は、国と地方の税収比5：5を目指し、地方分権の基本原則に則った税源移譲・国庫補助負担金改革・地方交付税改革を一体的に実施すること。

なお、地域間の財政力格差の是正は、国から地方への税源移譲により地方全体の税源配分の充実を図るとともに、必要な交付税総額を確保した上で地方交付税の財源調整機能を充実させるなど、税財政制度全体の中で行うこと。

また、法人二税については、受益と負担の関係に着目した地方税の原則に反する見直しは行わないこと。

3 自治体の実態を的確に反映する財政指標の整備

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定など、国が各自治体の実態を表す財政指標を整備するに当たっては、多様な自治体の権能差、行財政需要や地方税財政制度上の違いを的確に反映する指標を定めること。

4 首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正の早期実現

首長の在任期間については、地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、多選制限の是非も含め、在任期間などを制限する具体的内容を条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

平成19年10月18日

神奈川県知事	松 沢 成 文
横浜市 長	中 田 宏
川崎市 長	阿 部 孝 夫

道州制ビジョン懇談会資料 07・09・21

『地域主権型道州制』 新しい「国のかたち」に変える

江口克彦

1、なぜ東京だけが繁栄するのか

東京の活況、地方の低迷の実情

* 人口集中度、ビル建設ラッシュ、東京企業の業績好調度。大企業集中度。(上場企業の47%、売上高トップの100社のうち71社) 学生の24%、情報機関(TY・新聞・出版社等)集中度、東京人口の集中度(1277万5790人・国民の10%) 首都圏(東京・埼玉・千葉・神奈川)人口 平成14年 4176万人(全人口32・8%) 20年後には50%になるだろう。

東京栄えて地方は貧す * 地方の無残な実情、低迷する経済力、減少する人口、若年層の流出等

中央主権体制こそ諸悪の根源

明治維新(一八六八年)以来の国家主義と昭和十三年(一九三八年)

国家総動員法

貧困(明治維新頃と戦後)そして戦時下、人、物、金、情報が不足に時代

人・物・金・情報が一極集中させる中央集権体制の選択

道路、新幹線、航空インフラをすればするほどストロー現象、スポンジ現象

中央集権体制を打破しなければ日本全体が繁栄発展しない

このまま中央集権体制を続ければ、地域格差はますます拡大する!

25年ぐらいすると人口の50%が首都圏（半径百キロ、直径2百キロの関東平野）に集中

首都圏以外、超過疎都市になるだろう

2、「地方分権」では地方は活性化しない

中央・地方、権限分与では主従関係、親分子分の関係・地域は国の子分ではない

自立心の欠如・創意工夫のチャンス・自分で考える楽しさの喪失

たかり政治、陳情政治は国民にとって屈辱、金（交付税、補助金など）を貰うために頭を下げる自分を恥かしいと思わない首長のみなさんを情けなく思う。

国民も、甘え、たかり、依存心、責任転嫁（給食費、保育費を払わず、税金を安くしろ）・・・日本人の心をスポイル

地域主権で国と地域の対等関係（パートナー関係）でなければならぬ。

首長に堂々と自主独立の気概がないから、住民もまた卑屈、甘えで実に品格のない国民に成り下がっている。

しかし、中央集権体制では仕方がない。

この無残なやり方を改めなければ、各都市は超過疎都市になる。

3、地域主権型道州制とはなにか

《*主権について・・・君主主権、国家主権、国民主権、人民主権等さまざまな説が存在

分割主権（ディバイディド・サバランティ・Divided Sovereignty）・・・政治学者ド・トックヴィル（仏）、ワイツ（独）らの主張・・・国と地域が分割して主権を担当（例・アメリカ合州国、その他連邦制国家）》

いま、なぜ道州制か

(1) * 市町村の平成の大合併 (3232 1802) (政府の行政大綱は1000を目指す)

市町村は合併拡大しているのに都道府県は47のままでいいのか？

* 交通網の整備、経済圏の拡大

馬で一日の歩ける距離で県の範囲？

《廃藩置県明治4年(1871年)3府72県(弘前県、天童県、水戸県、宇都宮県、川越県、小田原県、佐渡県、名古屋県、舞鶴県、宮津県、金沢県等)》

* 「広域的な行政課題の増加(環境・廃棄物処理、地方大学、広域消防、病院等)

* 人口減少時代の到来(人口減少県、人口少数県《鳥取61万人、島根76万人》、超過疎地への対応)

* 「小さな政府」への国民からの要請

* 二重行政の解消(府県と政令市政都市)

* 地域が海外と競争する時代

* 中央集権の限界、制度疲労(組織の肥大化・過剰公務員、権限の肥大化・官尊民卑、経費の肥大化・財務の拡大)

とくに中央集権体制は諸悪の根源

「国を作ってきた中央集権体制」が、これからは「日本の国を破滅させる体制」

150年にも及ぶ中央集権制度の制度疲労・・・時代、国民レベル、価値観の変化、民主主義の浸透、国民意識の変化等

中央集権体制が、今日の社会のあらゆる分野での混乱、停滞、非効率、犯罪、教育現場の悲劇、国民の卑しい精神、貧富の格差、地域格差などを生み出している。

中央集権体制を打破しなければ、日本は今世紀、衰退の一途を辿る

道州制の目的

- 1、「日本全国どこでも元気にする」ために
- 2、地域格差を是正するために中央集権制（明治初年1868年明治維新、昭和13年1838年国家総動員法）による東京一極集中を改め、全国各地に「繁栄する拠点」を創るために
- 3、規則万能、責任回避、秘密主義、画一主義、権威主義、自己保身、形式主義、前例・規則主義、セクショナリズムの官僚主義（ロバート・キング・マートン（米国経済学者））を改めるために
- 4、国民一人ひとりが安心、安全、楽しく、生きがいのある、やりがいのある日本の国にするために
- 5、多様性（地域個性）のある国土によって、海外からも魅力ある国家にするために
- 6、赤字財政を解消するために

国、道州、基礎自治体の役割の明確化（例）

- * 国の役割・・・外交、防衛、安全保障、危機管理、年金や医療保険などの国民基盤サービス、通貨、金融システムなどのルール設定と監視など
- * 道州の役割・・・河川、道路、橋、通信基盤、空港整備・維持、生活環境整備、旧国有林野事業、公害対策、災害復旧、危機管理、能力開発、職業安定、雇用対策など
- * 基礎自治体・・・生活保護、社会福祉、児童福祉、老人福祉、保育所、幼稚園、消防、救急、生活廃棄物収集・処理、医療、保健所、小中高学校、図書館、公園、都市計画、街路、住宅、下水道、公害対策、戸籍、住民基本台帳など

国民が集まって国家成立。国家を因数分解して国民が生まれるのではない

住民が出来ることは住民、住民が出来ないことは基礎自治体、基礎自治体が出来

ないことは道州、道州が出来ないことは国・・・住民国民が主体であり出発点

- * 連邦制は採らない・・・道州憲法、司法、道州兵を持たない

地域主権型道州制のメリット

- (1) 政治と住民の距離が近づく (住民の参画意識) (2) 行政の努力が見える (透明性) (3) 知ってもらふ努力をする (情報開示)
- (4) 地域が自分の財布を持っている (自主独立) (5) 行動に責任を持つ (主体性、自由の確保) (6) 地域自身の意思で行政が行える (7) 住民も行政も地域の実力を理解できる (8) 人材を主体的に民間からも活用できる (9) 地域の個性化 (全国画一的でない展開) (10) 住民も地域政治家も自信と誇りが持てる (堂々たる地域政治が行われる)
- (11) 知恵、創意工夫が住民の中から生まれてくる

国の政治の役割限定 * 例示 (二十兆円 ~ 二十五兆円)

『擬似国家』の形成

世界と競争できる、他国に匹敵する規模は道州・・小さすぎる都道府県の規模

区割り私案・・十二道州と三百基礎自治体

- 1、 北海道
- 2、 東北 (青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島)
- 3、 北陸信越 (新潟、富山、石川、福井、長野)
- 4、 北関東 (茨城、栃木、群馬、埼玉)
- 5、 東京特別 (東京 23 区)
- 6、 南関東 (千葉、神奈川、山梨、東京都下)
- 7、 東海 (岐阜、静岡、愛知、三重)
- 8、 関西 (滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山)
- 9、 大阪特別 (大阪府)
- 10、 中国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口)
- 11、 四国 (徳島、香川、愛媛、高知)
- 12、 九州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

(9、 11、 12、 13 の区割り案が提示されている)

他国との国際比較 (GDP)

順位 1、アメリカ、2、日本、3、ドイツ、4、イギリス、5、フランス、6、イタリア、7、中国、8、カナダ、9、スベ

イン、東京特別州、南関東州、10、韓国、東海州、11、メキシコ、12、インド、13、オーストラリア、14、ブラジル、15、ロシア、16、オランダ、九州、北関東、関西州、大阪特別州、17、スイス、18、ベルギー、19、スウェーデン、東北州、20、台湾、北陸信越州、中国州、21、トルコ、22、オーストリア、23、インドネシア、24、ノルウェー、25、デンマーク、26、ポーランド、27、南アフリカ、28、ギリシャ、北海道、29、フィンランド、30、アイルランド、31、ポルトガル、32、香港、33、タイ、34、アルゼンチン、四国州、35、マレーシア、36、イスラエル、37、ベネズエラ、38、チェコ、39、シンガポール、40、ハンガリー

地域主権型道州制は EU を想定 (加盟国 27ヶ国) ・ 通貨統一、独立国家

EU ・ 経済インフラ共通で各国発展の現実 ・ 一ユーロ = 百六十二円

スイス ・ 人口 700 万人、九州の大きさ ・ 26 カントンの例
GDP 世界 17 位 ・ 一人当たり国民所得 世界第 1 位 (平成 14 年 2002 年)

金融、時計、製薬、観光、国際機関等

スイス国憲法の中でカントン、基礎的自治体の自主自由の確保

日本国憲法内の一国十二制度、十二通りの行政のあり方

北海道と九州が同じ制度ではおかしい

例 ・ 校舎が沖縄も北海道も全国南向きなのはおかしい

地域民による道州政治選択の自由 ・ ・ 小さい道州政治か大きい道州政治か

工業立道州か農業立道州か観光立道州か貿易立道州か福祉立道州か

各道州の教育制度、義務教育制度の地域民の自由選択 * 塾の学校化 ・ 一貫教育等

大学教育の民営化 (奨学金の充実 ・ ・ 民間金融機関とタイアップ)

国の関与の排除・国は各道州に助言すれど、統治せず

基礎的自治体

300基礎的自治体（小選挙区の数）

人口4から5000人に一ヶ所に支所を配置（大阪府枚方市人口40万人・・・国政選挙投票所180ヶ所）

支所のIT化、PC化・・・住民票、戸籍抄本、謄本、パスポート等（個人のPCからも取り出し可能になる）

支所に留守番係と御用聞き係の2名を配置

例、銀行出張所（無人）・・・入出金、振込み、キャッシング・ノ問題発生時ATM統括センター（東京、大阪に拠点）に直結（三井住友銀行の場合）

* 税財源の完全移譲

* 条例制定権の拡大

補助金・交付税の廃止

課税権・税率決定権・徴税権を道州に一元化

* 税金の距離短縮のため、基礎自治体は住民密着の行政に特化、徴税業務の複雑多様さの回避

十二通りの道州の税制（税制を地域民が選択）

（ただし、沖縄を単独州として考えることも可能かもしれない）

A案 国費分担金制・・・GDP比による分担

- 1、 北海道 9294億円
- 2、 東北州 1兆5606億円
- 3、 北陸信越州 1兆4001億円
- 4、 北関東州 2兆2370億円
- 5、 東京特別州 3兆4675億円
- 6、 南関東州 3兆2904億円
- 7、 東海州 3兆0897億円
- 8、 関西州 1兆9673億円

- 9、 大阪特別州 1兆8284億円
- 10、中国州 1兆3723億円
- 11、四国州 6393億円
- 12、九州 2兆2505億円

B案 税財源分離法・・・国・所得税、法人税、関税、酒税、その他
= 30兆円 道州。法人課税(外形)、相続税、地方消費税、タバコ
税、揮発油税、不動産取得税、自動車税 = 31兆円 基礎的自治体・
住民税、固定資産税、軽自動車税、その他 = 23兆円

B案 所得税・個人住民税 = 1 / 3は国 2 / 3は基礎自治体、法人
税・法人住民税・事業税、相続税 = 州、酒税・タバコ税・関税 = 国、地
価税 = 基礎自治体、固定資産税・都市計画税 = 基礎自治体、不動産取得
税 = 基礎自治体、消費税・自動車関係税・印紙税 = 州、土地関係税 = 基
礎自治体

余剰資産の売却、活用

自前の財源を税収でまかなうことは出来ない

国による垂直調整はしない

各道州間の財政水平調整システムを構築

州の基準財政需要額の80%を水平調整(80%の確保)

北海道、東北、四国、九州は黒字の州から調達

財源の不足分は各道州の自助努力、創意工夫(減税、企業誘致、産業
振興、観光誘致等)

困難こそ知恵を生み出す、工夫を生み出すキッカケ

州の歳出額は、基礎自治体の不足分を含んでいるが、これは基礎自治
体の財政調整は州が行うことを前提

地域財政赤字残高の処理法

『公的債務共同管理機構』の新設

国、地方の債務残高の凍結、利息分支払いのみ
余裕資金が生まれてきたときに元本返済開始

4、 地域民接近の政治

住民にとって身近になる政治・・・政治、行政が遠くなるのではない
国政が道州政治へ、都道府県政治が基礎自治体政治へ、基礎自治体政治がNPO・NGOの活用、株式会社化、民営化

地域民密着型地域政治

道州知事、基礎的自治体首長の住民による直接選挙
生活の充実と個人の生きがい

5、地域の活性化

道州間の善政競争・・・効率化（税金）競争、快適さ競争、個性化競争
地域個性（文化、伝統、技能等）を引き出す

- * 限界集落の移転・・・好みの選択か利便性の選択か、健康不安の選択か、健康安心の選択か、超過疎地域の解消、過疎住民の健康管理

繁栄拠点の分散化

国民、企業が道州を選択移動

グローバル時代の総力戦・日本の地域全体を活用して対抗
東京だけでは世界と競争できない（世界に通用する都市は東京だけ）
世界に通用する地域づくり、都市づくり

シンガポール：人口450万人 600万人 2009年カジノ2ヶ所
水がない（マレーシアから輸入 マレーシアのジョホールからパイプラインで10億リットル）
年間9000万円支払い（全消費量15リットル）
国内貯水池19ヶ所（雨水浄化）

500万人の海外観光客

経済成長率平均7%（石油精製、金融、貨物船中継点等）

法人（実効）税率20% 18%

（法人実効税率・・・台湾25%、デンマーク22%、オランダ25.5%
ドイツ29.6%、アメリカ39.3%

日本 39・54% (法人税 + 法人事業税))
ロングステイ施設の建設

6、 人材の確保

『人』の重要性

ミクロ的事情に精通した人材、マクロ的見地から政策立案できる人材
国、道州、基礎自治体への適数、適正は人材の確保と配置と異動

人材作りのシステム作り、研修養成機関、訓練のマニュアル等
人材は作られる・・・地方に人材がないのではなく、人材が出来ない
ような中央集権

「完成品の人材」を採るのではなく「完成品になる人材」を採る時代

7、 結果としての行財政改革

行財政の規模適正化と効率化 = 小さな政府の実現

痛みを伴うのは政治家（含む地方）と公務員（含む地方）
国家、国民にとって地域主権型道州制は「幸せ実現の国のかたち」
国民が正しく喜び、幸せになればいいではないか！

論語・・・「哀公が有若におたずねになった。「凶作で費用が足りないが、どうしたものだろう」。有若がお答えして言うには、「いっそ徹（一割の税）になさっては」。二割でも私は足りないのに、どうしてまた徹にするのか」。お答えして言った。「万民が十分だということに、殿様は誰と一緒に足りないのでしょうか。万民が足りないということに、殿様は誰と一緒に十分なのでしょうか」。
（哀公が有若に税収が少なくなりどうしようかと尋ねた。すると有若が応えて曰く「いまの20%を10%に減税すべきです」哀公はびっくりして

そんなことをすれば国家の財政はますます逼迫する。と哀公は「10%にして民が潤えば、それが国の富と力というものです。国が栄えて国民が貧すればそれは決して殿様のためにはならないでしょう」)

* 国会議員の四割削減（衆議員三百名（現在480名）、参議員百二十名（現在242名）、道州議員、基礎自治体議員の縮小
国家公務員の五十%削減

総理府（国全体にわたる政策立案等）、外務省（通商、外交、経済協力）、防衛省、財務省（、国家予算策定、国税とファンドの管理）、法務省（全国検察、刑務所、出入国管理）、生活環境省（年金、医療、生活の最低保障、薬品規制、PLなど）、総務省（経済産業局、厚生労働局、教育局、国土交通局、農林水産局、運輸局、公正取引委員会、金融監視委員会、エネルギー管理局、放送・通信局、統計調査局等）公安捜査局（日本版FBI）
行政監視機構の設置（第三者機関）
自治省、沖縄開発北海道開発等廃止

地方議員、地方公務員も多過ぎる

8、日本全国どの地域も元気にするために

- * 成長、安心、安全、そして国際貢献、活力ある、楽しい日本の実現
- * 各道州が道州外、海外との直接貿易・観光誘致
例：スイス・ジュネーヴ州とフランスがさまざまな条約
- * イノベーション（新素材、バイオ、ロボット、医療機器、IT機器、環境等）によって産業の日本回帰と活性化
- * 生産ロボット技術の驚異的な進歩と人口減少の絶好のタイミング
- * 美しい国と観光立国・風景の美しさ、日本人のこころの美しさ、道義道徳の再興、安心安全な社会の回復
- * 自由な発想、自由な行動、自由な成果
- * 個人が自分の人間的才能を十二分に発揮できる社会・個人の選択の多様性
- * 楽しい生活、生きがいのある生活

* 国際社会を舞台に活躍する日本国民

いまこそ国民総自主気概の心の心を持って

9、 実現の手順

- 1、 国民啓蒙活動・世論喚起
- 2、 地域主権型道州制担当単独大臣の任命（政官の調整）
- 3、 地域主権型道州制実現諮問会議の設置（工程表の策定等）
- 4、 区割りの確定（州境の微調整は実施後行なう・例：明治4年
- 5、 1871年廃藩置県75府県 現在47都道府県）
- 6、 首相の決断、実施の政府決定
- 7、 道州知事の直接選挙
- 8、 税財源の完全移譲（交付税、補助金の廃止）
- 9、 州都の地域民による投票
- 10、 国、道州、基礎自治体・地域主権型道州制の行政の開始

第 1 回 横浜市大都市制度検討委員会 議事要旨

- 1 開催日時 : 平成 19 年 6 月 8 日 (金) 10 : 00 ~ 12 : 00
- 2 場 所 : 関内新井ホール 11 階 A 会議室
- 3 出席者
 - <委員> 岡部明子、小林重敬、神野直彦、橋本泰子、宮嶋修、山上晃、吉田民雄
の各委員
 - <市側> 中田市長、金田副市長、鈴木都市経営局長
 - <事務局> 都市経営局

【主な内容】

- 1 市長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 委員長選任・委員長代理指名
- 4 自由討議

- 中田市長から次の趣旨の挨拶が行われた。
 - ・ 専門家あるいは市民の視点、経済、それぞれの視点から、横浜を含めた大都市制度についての議論をしてもらいたい。
 - ・ 国においては、第二期地方分権改革や道州制の議論がなされている。国の議論もよく見ながら、今回の検討委員会の進行も考えていかなければならない。
 - ・ 現行の指定都市制度は、特別市制度を廃止し、暫定的な措置として成立したもの。横浜市は、基礎自治体としての仕事をし、指定都市では最大の 361 万人という人口を抱えて、首都圏の中でも中核的な役割の一端を担っており、大きな役割を果たしている。また、高い行財政の能力も持って、横浜市ならではの取組も行ってきており、他の自治体や国にも影響も与えながらやっている。
 - ・ ところが、この横浜にあっても、現在の地方自治制度の中では、他の一般市と全く同じ仕組みの中で運営をしており、大都市の行政需要に対応していくために、自立して自分たちの頭で考えて物事を判断し、実行していくということにおいては不十分な形であり、二重行政という無責任な体制をつくっている。
 - ・ 他にも同様の都市はあるから、単に横浜だけのことを議論するのではなく、国に対して大都市制度を提案するという観点からもご議論をいただきたい。
 - ・ しかしながら、国の議論では、大都市制度は全く触れられていないというのが現状。私たちから議論を盛り上げたい。特に、大都市に暮らし活動する人たちは、シェアとしても大きい。日本国民のために良い制度提案をしていきたいので、何とぞお力添えをお願いしたい。
- 委員紹介後、委員から小林委員を委員長に推す旨の発言があり、全会一致で小林委員が委員長に互選された。
- 小林委員長が、吉田委員を委員長代理（副委員長）に指名した。
- 委員会の運営について、小林委員長から、議事要旨と会議資料については要綱のとおり公開することと、委員の自由な発言と活発な議論を確保するため、会議の傍聴は入れな

いことの提案があり、全会一致で了承された。

(中田市長が退席。報道関係者が退室。)

- 事務局から資料の説明が行われた。
- 以後、自由討議が行われた。主な発言は以下のとおり。

以上

《主な発言》

- 大都市といったときに経済的な自立性が問われるが、横浜の場合、都市の大きさと比較して本社が少なく、経済的には東京にやや依存的になっている。このことが大都市の自立とどう関わるか、議論のテーマになりうるのではないか。
- 人々が注目し、集まって来る地域があるということは、中枢性や拠点性を持っているということ。従来は、本社機能の集積が中枢性・拠点性の証明であったが、それとは違う考え方により大都市を捉えられるかについても議論したい。
- 現実の横浜の都市構造や特色、東京との関係など名古屋や大阪とは違った特異性を前提に議論すべき。また、税収構造なども関連するのでは。
- 政策の議論と大都市制度の議論を切り離すかどうか。政策の枠組みは制度がつくる。どういう都市政策を展開するために、制度をどう変えていくかを考えるのが良い。
- 市民活動等が活発というが、人口が300万もいれば、本来はもっと魅力的な都市が生まれてくるはず。どのような仕組みやルールが障害になっているかを考える必要がある。
- 大都市制度の検討といったときに、国との政府間関係における大都市制度と、大都市内部での自治制度との2つを考えるとということだろう。2つの次元をそれぞれ規定する大都市が持っている機能の問題と横浜の特色を見極めた上で、今後のビジョンを描いて考えていくようにしていくのはどうか。
- それぞれの時代において都市の形成の仕方と機能の仕方は違う。都市の性格が大きく変わろうとしているときの大都市というものを先取りして考えた方が良い。生活づくりをすると、そこに仕事が生まれてくるという発想で大都市内部の問題を考える。
- 市民との協働をどのようなスタンスで進めていくべきかを考えるべき。市民の満足度を高めるために、市民参加の仕組みをどうつくっていくのかの議論を。また、自分たちの町を自分たちでつくるということは大都市の弱いところ。それをどう強めていくかという視点も必要。
- 横浜は自治会町内会活動が活発であり、さらに深めていくべきだが、協働はまだ足りない。行政も市民も努力すれば、より効率的な良い事業ができる。
- 政府間関係と都市内自治は別々のものと思われがちだが、横浜に軸足を置いて大都市制度を議論するということは、その両者をつなぐ議論が必要。
- 大阪、名古屋2市は中枢性がはっきりしているが、横浜はそうでもない。ヨーロッパの

場合、都市の特性を見るときに人口規模は外せないが、国を越えた中枢性がどれだけあるかをもう一つのマトリックスにする。そういう面では、横浜はうまくいくのではないか。知識情報化社会に移行する中で、そこに住みたいと思うとか、生活の中枢性という意味での価値も持ち得るのでは。

- 「規模」と「中枢性」は従来から使われている指標。それでは苦しい議論になる。新しい時代における大都市の新しい指標は何かという議論をした方が良いかもしれない。
- これまでの日本の中央集権的な行政システムを、地方分権で最終的にどのような姿に変えて行くのかの議論が必要。国との関係や都市内部のほかに、他の市町村との関係も入れて、大都市制度を考えるべき。
- 日本の場合、どこの地域でも行政への依存が非常に多い。大都市制度を議論していくときに、コストをいわずらに大きくして行政がパンクしないよう、切り離す仕事というのでも相当議論していかないとバランスが悪い。行政も市民も、将来はこういう姿にすると、あるべき姿と一緒に行動していくことが大事。
- 市が県の権限を持つとしたら、その権限はそれまでとは違う新しい使われ方がされるべき。それが極めて合理的で機能的だという説明が必要。
- 補完性（国・県との関係、市民との関係）・多様性（都市の個性）・総合性（課題解決への総合的な対応）の3つをキーワードに、大都市とは何かを詰める必要がある。
- 市民自治を基点にしながら、大都市、道府県、大都市圏それぞれの自治構造を、どうすれば市民に一番有用かを考えるべき。その自治構造に合わせて、大都市制度を設計していくことになる。
- 自分たちの身近なレベルで総合的に柔軟に対策を考えられれば、より効果的な取組ができるのでは。それができない障害があるのかなどを中心に都市内分権の議論ができると、大都市制度につながっていくと思う。
- 将来の大都市のあり方については、各回にわたって必要なテーマであろう。議論としては、権限、広域行政、税財源、都市内分権の4つに分けるとしても、大都市がどのような方向に行くのかということは、常に念頭に置きつつ、いつでもそこに戻れるようにしたい。

以上

第2回 横浜市大都市制度検討委員会 議事要旨

- 1 開催日時 : 平成19年7月20日(金) 13:10~15:10
- 2 場所 : 市長公舎集会室
- 3 出席者
 - <委員> 小林重敬委員長、吉田民雄副委員長、岡部明子、橋本泰子、宮嶋修、山上晃の各委員
 - <市側> 金田副市長、鈴木都市経営局長
 - <事務局> 都市経営局

【主な議題】

- 1 第1回委員会での主な意見の整理
- 2 新たな大都市の指標
- 3 大都市の包括的な権限
- 4 岡部委員からの問題提起(資料2)

《自由討議 主な発言》

- 3つのキーワード(補完性、多様性、総合性)のうち多様性については、都市の個性という意味だけではなく、制度面の多様性という意味も含んだ方がよい。一国多制度に行き着くわけだが、自治体ごとに必要な権限を選択でき、必要ないと判断した権限については、拒否権のようなものも含めた形での制度の多様化を考えた方がよい。
- 二重行政だから整理すべき、という単純な議論ではないだろう。現行制度において、なぜ県に権限があり市にないのか、市がなぜその権限が必要かなどをしっかりと詰めるべき。
- 最近議論されている「新たな公」のように、これまでの市民協働(市民と行政の協働)とは異なる範疇がいろいろな分野で生まれている。公共を担う新しい主体が出てきて、それらの主体が大きな役割を担うべき時代が来たときに、行政は何を担い、どう関わるのかという議論が必要。それらの主体は、県のレベルよりも市のレベルと関わった方がよいという議論にならないか。
- 新しい公共(空間)の拡大や脱工業社会へ移行している現代においては、従来の社会資本よりも、社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の豊かさがこれからの都市の一つの方向性を示すのではないかとされている。大都市というのは、人の面でいうと「大量」「高密度」「異質」が特徴だと思う。そういう意味では、具体的にはNPOや市民活動団体など新しい公共の「数」を指標の一つとして考えても良いのではないか。
- 市民協働については、市民の間で協力し合って活動するだけでなく、公私協働という概念もあるのではないか。
- 生活者の視点も大事だが、地域全体の経済力は市民生活の豊かさに影響を及ぼしている。そういった視点は、大都市制度を考える上で大事な指標になってくるのではないか。
- 「将来あるべき大都市像」や「新しい時代の大都市」とは、どの辺りを議論するのか。例えば、道州制の結論が出る頃か、あるいは日本の人口が1億人ぐらまで減少する時期を将来と考えるのか。議論の目標とする時点のある程度想定すべきではないか。
- 新しい時代の大都市の指標という議論は、過去の指標では説明できない時代に既に入っているという意味であり、将来あるべき大都市像の議論とはイコールではない。議論と

しては2つあるので、整理して考えるべき。

- 新しい時代、知識情報社会になると、市民の生活満足度が企業の立地、投資の要素として重要性が増していることは確か。
- 市の魅力度ランキングで、非常に元気のある名古屋市はなぜ出てこないのか。静岡市もそうだが、別のランキングでは住みたい都市の第1位となっている。このランキングを見ると、市の魅力度というのは、印象やブランドイメージなど、いわゆる主観的な感覚でとらえている感じがする。
- 前回（第1回委員会）の資料では、中枢性といいながら、規模で測られる指標となっていた。東京から横浜に来る動きがどのくらいあるかなど、規模ではなく関係性で中枢性を測るのはどうか。特に、グローバルな都市ネットワーク時代における横浜の位置づけを定める指標が必要ではないか。
- 道州制を考えたときに、県はどういう位置づけになるのかという議論は避けて通れない。必然的に県の役割は薄れていく。行政全体の仕組みをどう変えていくのか。その中で、大都市制度はどうあるべきかという議論をしていく必要がある。また、大都市制度を議論するときに、周辺の市町村をどうするかも避けて通れないだろう。県を残すのか、横浜市以外を束ねる県に代わる行政機関を必要とするのかという議論も出てくるのではないか。
- 横浜市が持つべき権限が整理されて、結果として県に何が残るかということがみえてくれば、県の存立基盤が反射的にわかるという議論の仕方で良いのでは。
- 国や県の権限についても考えていくことが当然必要だが、この委員会では、主体を横浜市に置いて検討し、横浜市のあるべき姿を展望したときに、今の国や県の権限を市が持つべきかどうか、持つためにはどうすべきかを議論すべきではないか。
- 道州制の議論よりも、横浜を中心に税財政や事務権限のあり方を検討した結果、県の方角性を提案すれば良いのではないか。また、大都市は、伝統的に都市自治を先導する役割を一貫して果たしてきたので、市町村についてもある程度念頭に置く必要があると思う。
- 基本的に市のレベルで全ての権限を持つのであり、特例として与えられるわけではないということと、行政能力が低くて担えない規模の自治体については、特例として別の形でサポートしていくことを原則とするよう、考え方をシフトしていくべき。
- 権限と同時に財源をどう考えるか。ヨーロッパの都市の場合、例えば道路交通について見ると、駐車場収入、罰金、道路占用時や店が看板を出すときの課金などで得た収入を、道路交通やその公共空間の維持費用に充てていることがある。包括的権限があるということは、権限だけでなく、財源もついてくるといえることとなるのでは。
- 大都市において、大都市警察という警察権を持った時代があった。今後、仮に大都市が警察権を持つということを考えるのならば、県のあり方も変わってくるのではないか。
- 実態を考えていくと、包括的権限は底辺にある自治体に属しているということから議論した方が良いだろう。例えば国土形成計画の議論でも、国際交流を国経由ではなく、各地域が独自に交流をすべきだとされている。
- 国土形成としてではなく、むしろ横浜市として、国際交流の動向の指標を充実させていくのが重要。国内の動きと国を越えた交流を同列に扱うと、横浜の位置づけが際立って見える。新しい時代の位置づけとしては必ず必要になってくるだろう。

以上

第3回 横浜市大都市制度検討委員会 議事要旨

- 1 開催日時 : 平成19年9月5日(水) 15:00~16:30
- 2 場所 : ホテル横浜ガーデン フリージア
- 3 出席者
 <委員> 小林重敬委員長、吉田民雄副委員長、橋本泰子、宮嶋修の各委員
 <市側> 金田副市長
 <事務局> 都市経営局

【主な議題】

- (1) 検討の枠組みの整理
- (2) 広域行政のあり方について
- (3) その他

《自由討議 主な発言》

- 現在、地方分権改革の議論の中でも、法令の規律密度の緩和などの意見が強く出てきているが、権限のあり方については、執行権限だけでなく、立法権限の移譲も重要。法令は枠組みなど基本的な事項のみを規定し、それぞれの細則は条例で行うという視点を入れておく必要がある。
- 例えば、大都市として交通警察や生活安全の権限を持つことにより、他の自治体をリードする方向性が出てくるのではないか。
- 「補完性」「多様性」「総合性」の3つのキーワードは、基礎自治体としてのもの。大都市としては、「広域性」や「先端性」を加えるべきではないか。
- 「総合的な自治体」という建前のもとに、各省庁が個別法令で都道府県・市町村にどんどん仕事を下ろしてきた。それが従来の「行政の総合性」だが、都市としての独自の立場からの「総合性」を明確に言う必要がある。
- 大都市では高齢化が急速に進む。国土構造が大都市中心に集約化されていく中で、大都市が担う役割は一層重要になる。経済だけでなく、暮らしの面も入れておくべき。
- 大都市のあり方を国に対して主張していくときに、大阪や名古屋など同じ立場の大都市と協調していくことも必要ではないか。
- 「制度としての都市」「実体としての都市(都市域)」に加えて、「(横浜市民という)観念としての都市」の3つを整理しないと、東京圏の中での横浜の位置づけの根拠が希薄になる。横浜市民という思いを制度の枠組みにどこまで汲み取れるかによっては、「独立都市」のような議論につながるのでは。制度として、実体として、観念として、都市のあり方を総合的に並べて、大きな意味での制度論としての都市を議論すべき。県は機能であり、観念としての県はない。
- グローバル化の中で均一化される時こそ、地域の固有性、まとまりを持った都市域が極めて重要。その先端を担うのは、横浜市ではないか。
- 横浜市の人口動態を見ておく必要がある。全体的に人口は減っていくが、生産年齢人口や出生率はどう動くか。将来推計をした上で議論すべき。その中で、人々が横浜市を愛しながら住み続ける可能性など、魅力ある都市になるための議論が必要。
- 通勤者等が東京に流出していることをマイナスに見ることが多いが、生活の場としては東京よりも横浜の方が良いとされている、という見方もできる。社会は大きく変わっているのに、昔からの解釈でマイナスに考えると間違っているのではないか。

- 道州制が導入された場合、横浜は、人々が住みたいと思える魅力やブランドが形成されているので、解体しない方が良い。特別区制も考えられるが、安定しない。東京 23 区は市にしてほしいという要求を、戦後半世紀以上続けている。
- 都市州になるということは、道州に包括されないという意味はあるが、やはり都市州の実態をわきまえた議論が必要ということだろう。
- 首都圏においては、他の道州と違い、都道府県連合的な道州というのが、一番バランスがとれるのでは。広域レベルよりも、大都市が中心となってそれぞれの都市地域を運営していくような方向があると考ええる。
- 従来の広域行政の仕組みは実行力や機動力に欠ける面がある。大都市圏連合はあり得るだろう。しかし、どういう仕事をやるのか。現在県が行っている仕事を見ると、横浜市にとってはあまり中身がなさそうだ。
- 今までの仕事の中の整理では、広域で担う仕事は出てこない。エネルギー問題や水・緑の保全など社会の持続可能性について、これまで行政はほとんどやってこなかった。それらを新たに担う主体として考えると、違う局面が生まれるはず。例えば、新しい時代背景である高齢社会に向けても、広域的な行政の枠組みの中で処理すべきことは出てきている。
- 大都市圏連合も、単に行政間だけではなく、新たな公としてのNPO連合など市民も含めたものもありうるかもしれない。
- 横浜市が生き生きとしたまちであり続けるためには、人口をなるべく減らさない工夫が必要と思う。外国人の受入れなど、国際化の視点は必要。川崎など近隣の地域ともまたがった問題となる。対策を立てて進めないと混乱を生じる。
- 全国知事会の資料に6つのメルクマールが示されているが、都道府県の役割は③（行政対象が広域的に一体のものであるか）だけだと思う。しかも、それは全国の市町村の一般論であって、横浜市、川崎市のほかにも、政令市・中核市・特例市が多くある神奈川県の仕事は形骸化している。
- 道州制は先行きが不明なので、今の横浜を中心にした広がりを考えるべき。その際の範囲や権限はどの程度まで広げていくべきか。東京と横浜は距離的に近く、関わりが出てくるので、東京と切り離して、横浜を中心とした考え方が可能なのかどうかを検討すべき。神奈川県は、かなりの部分を横浜市に持ってくるべき。いずれにせよ、市民にプラスにならないと意味がないので、市民の視点から検討が必要。
- 道州制をもっと前面に出しても良いのでは。これまで大都市制度が動かなかったのは、都道府県が大都市圏での問題解決についての明確な方向性を出してこなかったから。道州制は、都道府県を上と下に分解するもの。新しい大都市制度を考えるチャンスである。
- 東京圏の特殊な状況と道州制の制度の先行き不明という2つの側面から考えると、道州制を視野に入れた筋道のほかに、入れない筋道を考える必要があるかもしれない。

以上